

## 鹿屋体育大学授業料等の免除及び徴収猶予取扱規則

					〔昭和58年12月2日〕
					規則第3号
改正	昭和62年2月16日	平成10年11月5日	平成27年3月18日		
	規則第5号	規則第4号	規則第12号		
	昭和63年4月1日	平成15年3月31日	平成30年2月9日		
	規則第2号	規則第8号	規則第7号		
	昭和63年5月25日	平成15年8月1日			
	規則第8号	規則第27号			
	平成元年7月19日	平成16年4月1日			
	規則第2号	規則第36号			
	平成4年2月7日	平成23年3月18日			
	規則第4号	規則第16号			
	平成8年3月28日	平成26年11月12日			
	規則第7号	規則第4号			

### 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿屋体育大学学則（平成16年規則第2号。以下「学則」という。）第73条の規定に基づき、鹿屋体育大学（以下「本学」という。）における入学料・授業料の免除及び徴収猶予並びに寄宿料の免除（以下「授業料等の免除等」という。）について必要な事項を定める。

(免除対象者等)

第2条 入学料の免除及び徴収猶予の対象となる者は、本学に入学する者とし、授業料の免除及び徴収猶予並びに寄宿料の免除の対象となる者は、本学学生とする。ただし、科目等履修生、研究生、聴講生、特別聴講学生及び特別研究学生を除く。

(申請)

第3条 授業料等の免除等を受けようとする者（本人が死亡し、又は行方不明であるときは、保証人又は関係者を含む。以下同じ。）は、関係書類を添えて学長に申請しなければならない。ただし、第17条に規定する休学による授業料の免除を受けようとする場合はこの限りでない。

(免除等の決定)

第4条 授業料等の免除等の許可又は不許可の決定は、学生委員会の議を経て学長が行う。

### 第2章 入学料の免除

(経済的理由による免除)

第5条 本学の大学院に入学する者であって経済的理由により納付が著しく困難であり、かつ、学業優秀と認められるときは、入学料を免除することができる。

2 前項の規定により、入学料の免除を受けようとする者は、入学手続終了の日までに次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 入学料免除申請書

(2) 家庭調書

(3) 本学に入学する者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）の居住地の市区町村長の所得証明書

(4) その他参考となる書類

3 入学料の免除の額は、全額又は半額とする。

(特別な事情による免除)

第6条 本学に入学する者であって、次の各号の一に該当する特別な事情により納付が著しく困難であると認められるときは、入学料を免除することができる。

(1) 入学前1年以内において、学資負担者が死亡し、又は本学に入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

(2) 前号に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合

- 2 前項の規定により、入学料の免除を受けようとする者は、入学手続終了の日までに次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。
  - (1) 入学料免除申請書
  - (2) 家庭調書
  - (3) 本人又は学資負担者の居住地の市区町村長の所得証明書
  - (4) 学資負担者の死亡を証明する書類又は風水害等罹災証明書
  - (5) その他参考となる書類
- 3 入学料の免除の額は、全額又は半額とする。

(特別免除)

第6条の2 第5条又は第6条の規定にかかわらず、学長が特に必要と認めたときは、入学料を免除することができる。

- 2 前項の適用に関し必要な事項は、別に定める。

(徴収の猶予)

第7条 入学料の免除の申請をした者については、免除を許可し、又は不許可となるまでの間その徴収を猶予する。

- 2 入学料の免除を申請し、免除を不許可とされ、又は半額免除を許可された者は、不許可又は許可を通知された日から起算して14日以内に納付すべき入学料を納付しなければならない。ただし、免除の不許可又は半額免除を通知された日から起算して14日以内に徴収猶予の申請を行わせることができるものとする。

(死亡等による免除)

第8条 入学料の免除の申請をした者が、前条第1項に規定する入学料の徴収を猶予された期間内又は同条第2項に規定する入学料を納付すべき期間内に死亡した場合は、未納の入学料の全額を免除する。

- 2 入学料の免除を不許可とされた者又は半額免除を許可とされた者が、納付すべき入学料を納付しないことにより、学籍を有しないこととなる場合は、未納の入学料の全額を免除する。
- 3 前項の場合において、授業料又は寄宿料が未納である場合は、未納の授業料又は寄宿料の全額を免除することができる。

(延滞金)

第9条 入学料の免除の申請をした者の入学料に係る延滞金及び入学料を納付しないため除籍した者の入学料に係る延滞金は、免除することができる。

### 第3章 入学料の徴収猶予

(経済的理由による徴収猶予)

第10条 本学に入学する者であって経済的理由により納付が著しく困難であり、かつ、学業優秀と認められるときは、入学料の徴収を猶予することができる。

- 2 前項の規定により、入学料の徴収猶予を受けようとする者は、入学手続終了の日までに次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。
  - (1) 入学料徴収猶予申請書
  - (2) 家庭調書
  - (3) 学資負担者の居住地の市区町村長の所得証明書
  - (4) その他参考となる書類
- 3 入学料の徴収猶予期間は、8月末日までとする。

(特別な事情による徴収猶予)

第11条 本学に入学する者であって、次の各号の一に該当する特別な事情により納付が著しく困難であると認められるときは、入学料の徴収を猶予することができる。

- (1) 入学前1年以内において、学資負担者が死亡し、又は本学に入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- (2) 前号に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合
- 2 前項の規定により、入学料の徴収猶予を受けようとする者は、入学手続終了の日までに次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。
  - (1) 入学料徴収猶予申請書
  - (2) 家庭調書
  - (3) 本人又は学資負担者の居住地の市区町村長の所得証明書
  - (4) 学資負担者の死亡を証明する書類又は風水害等罹災証明書

- (5) その他参考となる書類  
3 入学料の徴収猶予期間は、8月末日までとする。

(徴収の猶予)

- 第12条 入学料の徴収猶予の申請をした者については、徴収猶予を許可し、又は不許可となるまでの間その徴収を猶予する。  
2 入学料の徴収猶予を申請し、徴収猶予を不許可とされた者は、不許可を通知された日から起算して14日以内に納付すべき入学料を納付しなければならない。

(準用)

- 第13条 第8条及び第9条の規定は、入学料の徴収猶予について準用する。

#### 第4章 授業料の免除

(経済的理由による免除)

- 第14条 学生が経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合は、その授業料を免除することができる。  
2 前項の規定により授業料の免除を受けようとする者は、前期分又は後期分について、それぞれ所定の期日までに次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。  
(1) 授業料免除申請書  
(2) 家庭調書  
(3) 経済的理由により納付が困難である事情を認定するに足りる学生又は当該学生の学資負担者の居住地の市区町村長の証明書  
(4) その他参考となる書類  
3 前項に規定する授業料の免除は、前期又は後期ごとに行うものとし、免除の額は、当該期分の授業料の全額又は半額とする。ただし、独立行政法人日本学生支援機構の給付奨学金制度による給付奨学生として採用されている学生の授業料については、全期において全額を免除する。

(特別な事情による免除)

- 第15条 学生が次の各号の一に該当する特別な事情があると認められるときは、当該事由が発生した日の属する期の翌期に納付すべき授業料を免除することができる。  
(1) 授業料の各期の納期前6月以内(新入生にあっては、入学前1年以内)において学資負担者が死亡し、又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、授業料の納付が著しく困難であると認められる場合  
(2) 前号に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合  
2 前項に規定する事由の発生時期が、当該期の授業料の納付期限以前であり、かつ、当該学生が当該期分の授業料を納付していないときは、当該事由が発生した日の属する期の授業料を免除することができる。  
3 前二項の規定により授業料を免除する場合の免除の額は、前二項に規定する期の授業料の全額又は半額とする。  
4 第1項又は第2項の規定により授業料の免除を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。  
(1) 授業料免除申請書  
(2) 家庭調書  
(3) 本人又は学資負担者の居住地の市区町村長の所得証明書  
(4) 学資負担者の死亡を証明する書類又は風水害等罹災証明書  
(5) その他参考となる書類

(特別免除)

- 第15条の2 第14条又は第15条の規定にかかわらず、学長が特に必要と認めるときは、授業料を免除することができる。  
2 前項の適用に関し必要な事項は、別に定める。

(徴収の猶予)

- 第16条 授業料の免除の申請をした者については、免除を許可し、又は不許可となるまでの間その徴収を猶予する。  
2 授業料の免除を申請し、免除を不許可とされ、又は半額免除を許可された者は、所定の期日までに納付すべき授業料を納付しなければならない。

(休学による免除)

第17条 学生が授業料の納付期限までに休学を許可された場合又は授業料の徴収猶予を許可された者が休学を許可された場合は、月割計算により休学当月の翌月から復学当月の前月まで（月数に授業料年額の1/2分の1に相当する額を乗じて得た額）の授業料の全額を免除する。

（除籍による免除）

第18条 死亡又は行方不明のため除籍した場合は、当該学生にかかる未納の授業料を免除することができる。

（授業料未納による除籍と免除）

第19条 授業料の未納を理由に除籍された場合は、当該学生にかかる未納の授業料を免除することができる。

（退学による免除）

第20条 授業料の徴収猶予を許可している学生で本人の申出により退学を許可したときは、月割計算により退学した日の属する月の翌月以降に納付すべき授業料の全額を免除することができる。

## 第5章 授業料の徴収猶予

（徴収猶予事由等）

第21条 学生が、次の各号の一に該当する場合は、授業料の徴収を猶予することができる。

(1) 経済的理由によって納付期限までに授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合

(2) 行方不明の場合

(3) 学生又は学資負担者が災害を受け納付が困難であると認められる場合

(4) その他やむを得ない事情があると認められる場合

2 前項の規定により授業料の徴収猶予を受けようとする者は、各期の授業料の納付期限までに、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 授業料徴収猶予申請書

(2) その他参考となる書類

（徴収猶予期間）

第22条 前条第1項に規定する授業料の徴収猶予は、当該期ごとに許可するものとし、前期分については、8月末日まで、後期分については2月末日までとする。

## 第6章 授業料の月割分納

（月割分納）

第23条 学生に特別な事情があると認められるときは、授業料の月割分納を許可することができる。

2 月割分納額は、授業料年額の1/2分の1に相当する額とする。

3 第1項の規定により、授業料の月割分納の許可を受けようとする者は、各期の授業料の納付期限までに次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 授業料月割分納申請書

(2) その他参考となる書類

4 第1項に規定する授業料の月割分納の許可は、当該期ごとに行うものとし、その納付期限は、毎月末日とする。ただし、その納付期限が休業期間中となるときは、当該休業期間が開始する日の前日をもって納付期限とする。

## 第7章 寄宿料の免除

（災害による免除）

第24条 学生又は学資負担者が風水害等の災害を受け寄宿料の納付が困難であると認められるときは、災害の発生した日の属する月の翌月から6月間の範囲内において納付すべき寄宿料の全額を免除することができる。ただし、免除期間は、翌年度にわたることができない。

2 前項に規定する寄宿料の免除期間は、学生委員会の議に基づき学長が決定する。

3 第1項の規定により、寄宿料の免除を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 寄宿料免除申請書

(2) 家庭調書

- (3) 被災により納付が困難である事情を認定するに足りる学生又は学資負担者の居住地の市区町村長の証明書
- (4) その他参考となる書類

(除籍による免除)

第25条 学生が死亡し、若しくは行方不明となり、又は授業料を納付しないことにより除籍したときは、未納の寄宿料の全額を免除することができる。

#### 第8章 許可の取消し等

(許可の取消し)

第26条 学長は、授業料等の免除等の許可後、その事由が消滅し、又は学則に規定する懲戒処分を受け、若しくは申請が虚偽の事実に基づくものであったことが判明したときは、学生委員会の議に基づきこれを取消することができる。

2 前項の規定に基づき、授業料等の免除等の許可を取消された者は、次の各号の定めるところによりそれぞれ授業料又は寄宿料を納付しなければならない。

- (1) 申請が虚偽の事実に基づくことが判明したことにより許可を取消された場合は、免除した額
- (2) 前号以外の事由により授業料等の免除等の許可を取消された場合は、取消した日の属する月から月割りによって計算した額

#### 第9章 雑則

(様式)

第27条 授業料等の免除等に関する様式は、学長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

#### 附 則 (昭和62.2.16規則第5号)

この規則は、昭和62年2月19日から施行する。

#### 附 則 (昭和63.4.1規則第2号)

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

#### 附 則 (昭和63.5.25規則第8号)

この規則は、昭和63年5月25日から施行する。

#### 附 則 (平元.7.19規則第2号)

この規則は、平成元年7月19日から施行する。

#### 附 則 (平4.2.7規則第4号)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平8.3.28規則第7号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平10.11.5規則第4号)

この規則は、平成10年11月5日から施行する。

#### 附 則 (平15.3.31規則第8号)

この規則は、平成15年3月31日から施行する。

#### 附 則 (平15.8.1規則第27号)

この規則は、平成15年8月1日から施行する。

#### 附 則 (平16.4.1規則第36号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平23.3.18規則第16号)

この規則は、平成23年3月18日から施行し、平成23年2月1日から適用する。

附 則（平 26. 11. 12 規則第 4 号）  
この規則は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平 27. 3. 18 規則第 12 号）  
この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 30. 2. 9 規則第 7 号）  
この規則は、平成 30 年 2 月 9 日から施行する。